

2022年4月1日

事業主
健康管理担当者様

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会
松本健診所 所長 森泉 哲次

特殊健康診断の判定区分変更のお知らせ

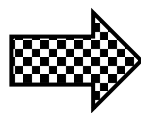
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2022年4月1日より特殊健康診断の結果について判定区分を変更いたしましたので、お知らせいたします。

- ◆ 判定区分変更の特殊健康診断は下記のとおりです。
 - ・ 特定化学物質障害予防規則の特殊健康診断（二次健康診断実施対象のもの）
特別有機溶剤は特定化学物質の特殊健康診断に含まれます。
 - ・ 石綿障害予防規則の特殊健康診断
 - ・ 高気圧作業安全衛生規則の特殊健康診断
 - ・ 振動工具およびチェンソーの特殊健康診断

- ◆ 判定区分の変更内容は下記のとおりです。

<2022年3月31日まで（変更前）の判定区分>

異常なし
要経過観察
要二次健康診断



<2022年4月1日より（変更後）の判定区分>

異常なし
要経過観察
要再検査 <u>(新設)</u>
要二次健康診断

④労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、実施した特殊健康診断に異常所見があると診断された労働者について、特殊健康診断個人票の『医師の意見』の欄に、産業医または地域産業保健センターの選任医師による意見の記載が必要となります。

健康診断・事後措置等の適切な実施のため、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【上記に関するお問合せ先】

一般社団法人長野県労働基準協会連合会
健康診断部 松本健診所 渉外・健康管理課
〒390-1243 長野県松本市神林小坂道 7107-55
TEL 0263-40-3911 FAX 0263-40-3651